

函館市日乃出清掃工場整備に係る生活環境影響調査書を縦覧される皆様へ

1 縦覧される方は、備え付けの「縦覧申込書」に必要事項を記入してください。

2 縦覧に係る場所、期間および時間は次のとおりです。

場所：環境部 日乃出クリーンセンター 施設整備担当

環境部庁舎3階 施設整備担当執務室

函館市日乃出町26番2号

期間：令和2年2月4日(火)から令和2年3月4日(水)まで

時間：午前8時45分から午後5時30分まで

(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

3 調査書の複写等

(1) 縦覧者が持参したカメラ等による写真撮影は可能です。

(2) 庁舎内の有料複写サービスを利用し、写しの交付請求を行う場合は、備え付けの「調査書写しの交付請求書」に所要の事項を記入してください。費用は下表のとおりです。写しの交付を受ける際、費用をお支払いください。

なお、交付書類は折込や見出しの作成等を行いませんのでご了承ください。

| 交付する媒体の種別 | 規格 | 交付に要する費用額 (1枚あたり) |
|------------|----------------|----------------------|
| 紙(白黒, 片面) | A3・A4 | 10円 |
| 紙(カラー, 片面) | | 60円 |
| CD-R | 直径120mm(700MB) | 40円 |

4 縦覧上の注意事項

(1) 調査書は、縦覧の場所から持ち出すことはできません。

(2) 調査書は、丁寧に取り扱い、破損、汚損または加筆してはなりません。

(3) (1)・(2)に違反される場合、または係員の指示に従っていただけない場合は、縦覧を中止または禁止していただきます。

5 意見書の提出

本施設の設置に関し利害関係を有する方は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

意見書を提出される方は、「意見書用紙」を備え付けておりますので、必要事項を記入のうえ、令和2年3月19日(木)午後5時30分までに次の提出先に到着するよう提出(持参、郵送、FAX、E-mail)してください。

提出先 環境部 日乃出クリーンセンター 施設整備担当

〒040-0022 函館市日乃出町26番2号

FAX 0138-51-3498

E-mail kankyoh-shinshori@city.hakodate.hokkaido.jp